

広報



こじょうめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集 総務課 電話 (018876) 代 2100番
印刷所 瀧 東 印刷 電話 (018876) 2430番 一部 5円
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

国保税を納めましょう

最近医療費支払いの急増によって国保財政が困窮しております。国保は相互に助け合う保険ですので、保険料は一人の滞納者もなく納めていただかねばなりません。医療費給付の恩恵のみ受けて保険料が未納になっている方がおります。そうしたことが被保険者全体に迷惑を及ぼすこととなりますので、特段のご理解とご協力をお願いします。

なお、他の税と比較してと思いますが国保料が高いという声もあるようですが、それは現在の医療費の上昇からしてご理解いただきたいものです。



二十二年前の感激を今ここに

異国で戦戦を迎え、寒さと飢えにおびやかされながら、捕虜又は囚人として監獄生活を送っているさなか、郷土秋田県から、それも五城目町富津内婦人会から慰問品が届いた。県出身者16名は、こおどりして喜び、皇郷の念に涙を流した。このご恩は一生忘れまい故郷に帰ったら必ずお礼に伺おうと、心に誓ったのは昭和27年であった。去る3月17日、富津内西婦人会の総会があった。それが22年振りに誓いを果たす日でもあったのである訪れた侍3人、その名は、安藤順四、松井勢之助、松本民治の各氏であった。

北朝鮮の西部国境ハロアルシャン付近で関東軍に対する最後の抵抗拠点として、地下要路をこしらえるが、間もなく敗戦。日本人は、即捕虜又は犯罪者として連行され、一方的な裁判の結果、ソ連の刑法58条にもとづき、25年から50年の刑が科せられた。日本のためにと戦った民が、その相手国に罪を科せられ、敵国の開発に強制従勞させられるという犯し難い矛盾をかかえながら、日本人捕虜は、シベリアの炭坑、道路、森林の開発に身を併した。

異国の監獄に慰問品

～22年ぶりに誓を果す～

食物は極端に悪く、食堂で捨てたジャガイモの皮、そして家畜用のキャベツの残葉を捨てては食べた。殺物のスープを飲んで栄養失調となり、同志は次々と帰らぬ人となって行った。命をつなぐ為売れるものは何でも売った。金の入れ歯は勿論、耳を買う人がいれば売ろうとした。そんなどん底の生活にあえいでいる時、赤十字を通じて、富津内婦人会の慰問品が県出身者に届いたのである。地獄に仏とは正に名言。郷土のかんずめ、シャツ類、くつ下等心温まる贈り物に男達はどうもくつした。そしてストライキもやった。死は覚悟の上で、もぎとられた北方領土と心中するつもりで決行したのである。俺達

はどうでもよい、祖国の復活だけが念頭を離れなかった。しかし、完全武装の軍隊にホースで水を浴びせられ、捕虜達の願いは水泡と帰した。31年8月、全くの手ぶらで祖国の土を踏んだ。待っている管の妻も去り、家の中にもすわるところがなかった。こんなに厳しく哀しい思い出の中で、慰問品の温みが目分達を何十年も支えてくれた。これは人間のみが知る輝い心の愛であるからだろうか。

最高積雪一五六cm、これは10月末日までの消防署で観測した五〇年ぶりとも、一〇〇年ぶりともいわれる豪雪の記録であります。しかしながら春ともなれば年中で一番恐ろしい火災のシーズンです。春先は日本海に次々に強風が吹きこみ、フェーン現象という厄介な気象現象が起ります。これがたぬめ空気が異常に乾燥し、加えて強い季節風が吹きつけるため、火災の発生し易い状態になります。長い冬の解放感にチヨットした気のゆるみが大事をひき起した一筆啓上、火の用心：昔の兵隊が戦陣から妻子にあてた便りにもあるように、「火の用心」ということばが繰り返し叫ばれているように、世の中で一番大切なことであるが、そうして最も簡単に実行出来る管であるが、実際には全く忘れられている。そのためかこの不注意で火災は絶えないのが実情です。本格的な火災シーズンを迎えて来る四月十六日から四月二十二日まで全県一斉に存の火災予防運動が実施されます。本年は時あたかも五城目町消防一〇〇周年に当たります。この運動を契機として火の用心に徹し、錦上花を添えたいものだと思います。



入広報サロンV
一筆啓上火の用心
五城目町消防署
佐藤良蔵

三月定例会の中における一般質問は七議員によるものであった。質問の共通なものに、四十九年度における町政の重点施策、それに国家的に総論を要抑制がうたわれている中で、山村開発センターの建設は可能なかどうか、という二点にしばられた形であった。

一方、大川幼稚園に係る事情をめぐり、議会内は勿論入園児の保護者等も改善の是非論が盛んであったが、これはすでに十二月定例会において満場一致の議決を得ており、そのためのPRも、四十五年度の長期計画設定定時から、機会ある毎に訴えて来る事で、保育園に移行する時点で急に取り決めた事ではないという町長の答弁で、一応ビリオドは打たれた。

結論的には、コミュニケーションの不足にはかならないが今後は町側も住民側も、話し合い機会を少しでも多く保ちながら、お互いに納得し合える生活の場を広げていきたいものである。

質：総需要抑制の調整を図りながら、開発センター建設の可能性について

町長：山村開発センターは、四十九年度から着手いたします。この事に関しては、自治省と農林省との関連があった訳ですが、必ずしも一致しているという段階には至っておりません。総需要抑制にもあります。その間の調整を図りながら、長い

間待たされて来た本町の特殊性を勘案して頂きますと、四十九年度からは是非着手したいと思っております。

但し、補助事業にはいろいろ規制がありますので、その中身をどのようにするかという事に關しましては、再三交渉中ですが、最終的な決定をみておらない状態です。

質：生涯教育モデル町としての指定を受けるようですが、これに対する町の受入れ体制を具体的に説明してほしい。

町長：社会教育の方で担当する事になると思うが、本町では、社会教育として取り上げられるものが、総じてその対象であるという私は見えております。従ってその人的配置、あるいはその面に対する増員等については、皆様からのご意見を伺いまして、そのご意思に添うよう努力したいと思います。

質：予想される異常低温による稲作り対策はどうか。

・融雪対策本部を設置して対処

町長：豪雪非常事態防犯宣言を、補正予算の決議を得た後、その対策本部を融雪対策本部に替えて、今後予想される水害対策等と勘案しながら、苗代の早期消雪、山開きの委託団体の設置等について、只今検討中であり、今後これらの対策を早急に推しはかりながら、大きな災害にならないよう努力していきたいと思っております。

・施設面で中学校の統合と合わせ配座

今回これまでに取り運ぶには大川地区出身の議員の方々のご意向も受けたいまわっております。また、青年会、婦人会、町政を聴く会の時にも、この件に關れてきておるわけです。従って、施設等の関連から中学校の統合と合わせ配座し、今回の議案提出となったわけであり、決して、議案の段階で結論を出している問題ではない事をご承知おきください。

・最高額を八千円を越えるわけであり、只今申しあげた内容も勘案いたしまして、最高限度額を引き下げる指示をしてございます。

・大局的な視野の中で結論を

今回の大川幼稚園に関する陳情書は、このたび入園されるご父兄の有志から出されております。こと教育に關しては、ご父兄のご意見も尊重しなければ駄目でございます。この幼稚園の場合は、一年間だけなので、従ってこのような問題は、来年再来年父兄になられる方々をも含めて、町の大局的な見地から結論を持たして、大局的な視野の中で、保育園にするか、幼稚園にするかという事をご決定頂くのが、私は常識的な結論の出方ではないだろうかと思っております。

・町有になつた時点で最善案を構築する

町長：五高の移転跡地につきましては、いろいろ考えられると思っておりますが、常に将来の事も念頭に置かなければならないわけでございます。みなさんからいろいろ出されておる課題、それはあの体育館やグラウンドを生かすべきだということ、場所の広さを生かす施設や、工場誘致等に振り向けるべきだということも私見としては、矢場崎の用地がいよいよ五城目のもものになつて、われわれが自由でできる段階になった時に、最善と思う結論を確立すべきだと思います。

質：生涯教育モデル町としての指定を受けるようですが、これに対する町の受入れ体制を具体的に説明してほしい。

町長：社会教育の方で担当する事になると思うが、本町では、社会教育として取り上げられるものが、総じてその対象であるという私は見えております。従ってその人的配置、あるいはその面に対する増員等については、皆様からのご意見を伺いまして、そのご意思に添うよう努力したいと思います。

・幼稚園の指導要項に準ずる保育園

更に、保育園と幼稚園との違いについては、系統的には文部省と厚生省に分れますが、保育園の運営又は幼児教育につきましても、幼稚園教育の指導要項に準じて行え、という具体例が、飯田川町にあり、同じ建物の中に保育園と幼稚園を併設して運営している実情をみてわかる通り、子どもさんを取り扱う内容においては、そんなに大差はないものと思っております。

・最高限度額を引き下げる

さらに保育料の事です。幼稚園の場合は弁当持参になります。保育園の場合は、給食費

・町有になつた時点で最善案を構築する

町長：現在町の臨時職員は四十二名おります。これは仕事の内容によって臨時等となっておりませんが、類似町村との均衡あるいは、財政比率の問題等いろいろな制約があるわけでございます。職員が不足な様子ですから増やしたらという、ご理解あるご発言をいただきましたので早速作業に着手して、ご意図のあるところを生かしてゆきたいと思っております。

野的視大局大川

で終る可決して

設置制を 務画生建設 総企民産業建 4部

原案通り

・議決された主な議案

◆議案第一号

(五城目町課設置条例の全部を改正)

本案は、現行の五城目町課設置条例を全部改正して新たに五城目町部制設置条例を制定した。地方自治法第二十二項及び第十三項の、地方公共団体はその事務処理にあつては、住民の福祉の増進に努めるとし、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないこと、及び常にその組織及び運営の合理化に努めなければならないことと規定されておりますが、このたびは本町では以上の趣旨の通り、組織機構上の連絡をさらに密にして能率の向上を図りたいものと、まずその第一段階として「部制」を採用したものであります。

設置する部は、総務部、企画部、民生部、産業建設部の四部とし、その他議会の収入役、消防、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員等は従来とおり組織されているものであります。

◆議案第七号
(五城目町消防団員の定員免給与服务等に関する条例の一部を改正)

本案は、五城目町消防団員の報酬について、諸情勢にかんがみて郡内各町及び県内類似町村との均衡を考慮しつづ報酬の額を改めるための条例の一部改正案であります。

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第八号
(五城目町町賦課課徴収条例の一部を改正)

◆議案第九号
(五城目町国民健康保険条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

なお、現行の報酬額は、昭和四十六年四月一日適用のものであります。改正の内容は、各職務ごとの報酬額になる。

團長 現行 一五、〇〇〇円
副團長 現行 一〇、〇〇〇円
分團長 現行 八、〇〇〇円
副分團長 現行 七、〇〇〇円
部長 現行 六、〇〇〇円
課長 現行 五、〇〇〇円
班長 現行 四、〇〇〇円
団員 現行 三、〇〇〇円

◆議案第八号
(五城目町町賦課課徴収条例の一部を改正)

◆議案第九号
(五城目町国民健康保険条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

初代部長等決る

三月定例会で議決された、五城目町課設置条例の改正にもつづき、町では、総務部、企画部、民生部、産業建設部の四部制を施行し、四月一日付でそれに伴う人事の異動を発表した。

これにより、部長四名、次長一名、課室長八名の新登用をはかる新機構のもとに、町づくりに大車輪をかけようとするもので、その成果が期待される。

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

◆議案第十号
(五城目幼稚園保育料徴収条例の一部を改正)

任民課長(管財補佐) 渡辺 礼子
福祉係主任(老人ホーム主任) 高沢 キヤ
保健衛生課長(税務補佐) 伊藤 長一郎
老人ホーム副院長(社教課長) 北嶋 倉治
寮(母(管財課)) 猿田 ケフ
馬場目保育所(五幼課) 伊藤 トシ
富津内保育所(〃) 阿部 ミワ
大川保育園(大川幼課) 長嶋 亮子
〃(馬場目保育園) 嶋崎 峯子
〃(五幼課) 工藤 探

産業建設部 佐々木
部長(企画管理室長) 佐藤 祐治
産業課長(建設課長補佐) 児玉茂
建設課長(広域派遣) 椎名耕一郎
水道課長(水道補佐) 伊藤 礼治

出納室 齊藤 琴子
出納室会計係(教委学教課) 齊藤 琴子
教育委員会出向

管財課長(教委補佐) 石井 浩二
学校教育課長(企画室長補佐) 渡部 雄一
学校教育課(収入役室) 工藤 陽子
公民館(税務課) 小林 進

管財課主任(主事) 石川 茂直
管財課主任(主事) 石井 一夫
住民課主任(主事補) 沢田石敏男
公民館主任(主事補) 伊藤 敏雄
産業課技術(技術師) 金野 実

農村整備係主任(〃) 猿田 正一
農村整備係(企画室) 小玉 長義
都市整備係(〃) 嶋崎 恒也
〃(〃) 佐藤 恒也

農村整備係主任(〃) 猿田 正一
農村整備係(企画室) 小玉 長義
都市整備係(〃) 嶋崎 恒也
〃(〃) 佐藤 恒也

農村整備係主任(〃) 猿田 正一
農村整備係(企画室) 小玉 長義
都市整備係(〃) 嶋崎 恒也
〃(〃) 佐藤 恒也

農村整備係主任(〃) 猿田 正一
農村整備係(企画室) 小玉 長義
都市整備係(〃) 嶋崎 恒也
〃(〃) 佐藤 恒也

農村整備係主任(〃) 猿田 正一
農村整備係(企画室) 小玉 長義
都市整備係(〃) 嶋崎 恒也
〃(〃) 佐藤 恒也

農村整備係主任(〃) 猿田 正一
農村整備係(企画室) 小玉 長義
都市整備係(〃) 嶋崎 恒也
〃(〃) 佐藤 恒也

農村整備係主任(〃) 猿田 正一
農村整備係(企画室) 小玉 長義
都市整備係(〃) 嶋崎 恒也
〃(〃) 佐藤 恒也

農村整備係主任(〃) 猿田 正一
農村整備係(企画室) 小玉 長義
都市整備係(〃) 嶋崎 恒也
〃(〃) 佐藤 恒也



●国庫負担率の引上げについて

老令年金の国庫負担率が大幅にふやされました。

- 二十五年納付者へ三三、三三%
- 十五年納付者へ三六、七%
- 十年納付者へ三九、三%
- 五年納付者へ四一、七%

●提出制への新サービス

一、提出制の五年年金へ加入しそ

五城目町告示第十一号

昭和四十九年三月二十日執行する五城目都市計画事業線ノ目地区土地区画整理審議会委員選挙のうち候補者の数が選挙すべき委員の数をこえないので土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十六条の規定により投票を行なわぬ。

五城目町告示第十二号

昭和四十九年三月二十日執行する五城目都市計画事業線ノ目地区土地区画整理審議会委員選挙のうち宅地の所有者が選挙する委員の選挙については、届出の

びれた人たちに、希望によって加入できる道を開きました。二、障害年金の失権規定を緩和しました。三、保険料の未納入者に、追納できる道をひらきました。四、加入者に個人住宅資金の貸付を始めます。

●障害で受ける年金

(障害年金の加入期間)

問：二年前、国民年金に加入して保険料はキチンと納めてきましたが、交通事故にあつて片足を切斷しました。障害年金を受けられますか。

答：障害年金は一定以上の障害があること、一定以上の保険料拠出要件を満たしていることによ

って支給されます。病氣や怪我をうけた日(初診日)に被保険者であったかどうかによって、その受給資格要件はちがつてきます。初診日に被保険者であった人は、つぎの①②の条件を満たしていなければなりません。

- ① 療養認定日(初診日から三年を経過した日または三年以内に疾病が固定したときは、その日)に国民年金法別表に定める一級または二級の障害があること。
- ② 療養認定日の前日、決められた保険料拠出要件を満たしていること。決められた保険料拠出要件を満たしていればよいので、さらに詳しくすると。

(i) 療養認定日の属する月の前月まで

一、宅地所有者から選挙される委員の当選人

石 五城目町 井上 金次郎

石 五城目町 上町 二二番地の四

猿 五城目町 幸 蔵

猿 五城目町 上樋口字切通一、二番地の二

佐 五城目町 藤 友

鳥 五城目町 宇野 百番地の二

鳥 五城目町 正 太郎

猿 五城目町 上樋口字屋岸一、二番地の二

小 五城目町 大川 西野 百番地の四

石 五城目町 下字 町二二番地の二

に保険料納付済期間が十五年以上あること。

(ii) 療養認定日の属する月の前月まで

以上であること。 (iii) 療養認定日の属する月の前月までにおける最近の三年が保険料免除期間で満たされていること。

(iv) 療養認定日の属する月前における最近の基準月の前月までにおける最近の一年が保険料納付済期間で満たされていること。

必ずか、最近の一年間、保険料が先納されればよいということ。

また、初診日に被保険者でなかった人(つまり六十才を超えている人は、つぎの1から3までのすべての要件を満たしていることが必要です。

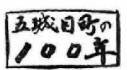
① 療養認定日における年金が六十歳未満であること。

② 療養認定日と法別表で定める程度の障害があること。

③ 療養認定日の前日、老令年金を受けている必要期間を満たしていること。

以上のような内容になってお

ますが、年金と納付しておくことが、非常に大切になって来ることになりま



59

一日市大火

小野 一二

あがっているようであった。

太平洋戦争末期のころの、郷土の最大の話題は、米第五八機動部隊の空母艦載機グラマンの空襲ではなかった。東京はじめ国内各都市へのB29の空襲も、原爆の広島長崎も、きびしい報道管制のもとでは、話題になりようがなかった。目にあたりに見た一日市の大火が、人びとの最大の話題であった。それは、まったくたえようのない火災であった。文字通り、前代未聞の出来事であった。

四月十八日の昼すぎに発生した春野の仕事が始まっており、戦争は男手を極度に不足にさせているだけに、遠いことのように東北の昼食をおえてまだ昼の休みをとっていた。火はあつたという間に、大火の様相となつた。

春の乾燥期に加えて、この日は朝からあたたかい南風が吹き、次第に強くなつていった。いわゆるフエーン現象である。曇頭には、風速は一五・二メートルになつていった。火元は、町の南はずれになった。夕暮れになつても、山火事と高

岡山の裏の火事の火が空を赤くしていった。まわりの部落の家々の屋根の自動車ボンブが、けたままし、サイレンの音をひびかせて、町をかき抜けていったのに、昼休み中の人々はおどろいて外にとび出した。五城目から見ると、一日市の町の大半は、火と煙におおわれていて、火の手は三、四カ所からも

役場前(現米沢町、郵便局の場所)にあった五城目町常備消防部の自動車ボンブが、けたままし、サイレンの音をひびかせて、町をかき抜けていったのに、昼休み中の人々はおどろいて外にとび出した。五城目から見ると、一日市の町の大半は、火と煙におおわれていて、火の手は三、四カ所からも

あがっているようであった。火災現場では、秋田市や能代市の応援が到着するまで、自動車ボンブは五城目のもので、一台でたった。このボンブは、東京を空襲から守るための消防ボンブの動員から、湖東部ただ一台というので、ようやくまぬがれたものであった。

年金をおさめて
明るい家庭づくり

種とうの予防接種 を行います

種とうの定期予防接種を次の日程でおこないますから、昭和四十七年七月一日から、同年十二月三十一日までに出生した方で、次の内容に該当する方は、日程表により接種するようにしてください。

種とう接種

四月十六日(火) 笹尾医師
五城目、濁湯地区
午後一時三十分～二時三十分
五城目町役場第一会議室

四月十七日(水) 畑沢医師
馬場目、宮津内、内川、大川地区
午後一時三十分～二時三十分
五城目町役場第一会議室

種とう検査
四月二十五日(木)

五城目全地区 畑沢、笹尾医師
午後一時三十分～二時
五城目町役場第一会議室

〇対象者
①昭和四十七年七月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの出生者
②昭和四十七年一月一日から昭和四十七年六月三十日までに出生した者で、未接種または接種した結果不完全(出なかった者)であった者。 二十八人

③問診票の事項は、お子さんの健康状態のみをみるために、重要な事項のみで、必ず記入して当日忘れずに母子健康手帳といっしょにもって来てくださいます。

④接種当日路上等で、車その他で事故にあつても本町においては一切責任を負いませんので、充分に留意の上お出でくださるよう申し添えます。

種とう接種がなければ四月以降使用出来ない、降使用出来ない、念のため申し添えます。

国保被保険者証の一部訂正について

国保被保険者証の裏面「注意事項」の三に、但し二才未満の被保険者は、二才に達した日の属する月まで、一部負担金の支払いを要しません、とあるところを全部抹消することになりました。これは県の方針の一部変更であります。これは県

あつて昭和四十九年度から、医療の一環として行なうことになりましたので、町の担当も住民課に変わり老人医療課へ移され、被保険者証と「福祉医療費受給記録」によって実施されますので、左記によって国保被保険者証の一部改正(前述の無効になった部分の抹消)をしますので、決められた日時、場所へ国保被保険者証を持って、かならずお出でくださるようお願いいたします。

- 訂正(抹消)がなければ四月以降使用出来ない、念のため申し添えます。
- 記
- 国保被保険者証訂正日程
- ▽前四日(木)
 - 午前九時～十一時半
 - 役場町民室
 - 昭辰町、雀籠館町、岩野上下、樋口、岩城町
- ▽五日(金)
 - 午前九時～十一時半
 - 川原町、新町
- ▽四月十六日(土) 午前九時～四時
 - 富津内児童館(下山内、上山内)
 - 富田、八田、脇乙、黒土、小倉
 - 内川児童館(湯ノ又、浅見内)
 - ▽十九日(火) 午前十時～午後四時
 - 馬場目児童館(帝釈寺、町村、門前、蓮内台、小野台、中村、寺庭、平ノ下、水沢)
 - 杉沢落合公民館(惣地、坊井地、杉沢、合地)
 - ▽二十日(水) 午前十時～三時
 - 落合公民館(落合、高田、千日、北北口)

雪とけ後の環境 美化作戦の実施

今年の家雪も急速にたけて環境の汚れが目立ちました。町では汚染を排除するため左記により、「雪とけ後の環境美化作戦」を展開いたします。その計画を進めて町づくりのため、特段のご理解とご協力をお願いいたします。

- 〇四月六日(土) 前九時～十時
- 作戦参加者：役場、共済組合、森林組合職員等
- 作戦対象：昭辰橋、広ヶ野橋、馬城橋、五城目橋等
- ・作戦内容：橋の上、らんかん、

水道利用者の皆様へ

日頃水道のご利用につきましてはご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さきに「広報」で詳しくお知らせ致したところでありましたが、4月1日から水道の料金を改正することになりましたのでよろしくお願い致します。なおこの度(4月)の検針する「超過料金」については従前の料金です。

4月からの水道使用料

種別	料金	基本料金(1戸1ヶ月当り)	超過料金(1立方米当り)
一般家庭用水	1.0立方米	7.00円	7.0円
醸造用工業用水	1.0立方米	7,000円	7.0円
公衆浴場用水	1.0立方米	7,000円	7.0円
石臼用水	2.0立方米	1,400円	7.0円
学官院用水	1.0立方米	7,000円	7.0円
団休用	2.0立方米	1,400円	7.0円
グループ用水	1立方米	7.0円	7.0円
一私設用水	1立方米	7.0円	7.0円
公共用水	1.0立方米	7.0円	7.0円

ガイドレール等の洗浄等を受けてその犯人を処罰してほしいと警察や検察庁に訴えたが、その結果「罪とならず」とか「嫌疑なし」と言われて裁判になつてしま(不起訴という)ことになつてしまいました。これに不服だが、さてこれを誰にどうしてやらうとなつたのか判らなくてそのまゝになってしまつたということがあります。このような被害者の不満を聞いて、もう一度調べ直してやることを仕事としてやるのが「検察審査会」です。

「検察審査会」は民間人の代表十人一人で構成された検察審査会が不起訴記録を調べた後、証人を呼んだり、場合によっては現地見分などとして調べてみて、もし不当と判断すれば検察庁に「起訴するよう」に申し入れをします。

ごぞんじですか

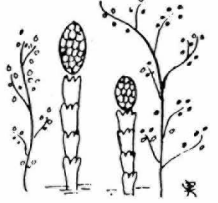
検察審査会制度

中立ての手続きについては、秋田地方裁判所の中にある秋田検察審査会事務局に問い合わせてください。



平ノ下子ども会 輝く県知事表彰を受ける
～ 3月23日 県正庁で授賞 ～

このたび馬場目平ノ下子ども会は、昭和44年結成以来の活動が優秀であるため、昭和48年度優良子ども会として県知事より表彰を受けました。同子ども会は、会員24名で、その主な活動は、「日本一きれいな町づくり」の一翼をにならうとして、道路清掃など環境美化の奉仕活動が中心であります。加えて、親の会の活動も盛んで夏休みには萩形でキャンプを、冬休みは恋地国設スキー場で、スキー教室を開き、そして48年度の決定打として子ども達に200mの遊び場をプレゼントしています。このように親子との交流を図りながら、子どもの情操教育に大きな役割を果たしている事は本町の誇りでもあります。本当におめでとうございました。



おしらせ

保健衛生

4月の業務予定案内

保健衛生課四月の業務予定は左記の通りですので、あたたいご理解と積極的なご参加をお待ちしております。

- 中心に)全企業、全官公署、各団体、機関で
・七日、時間の環境美化作戦(ガードレール、路上、カーブミラール橋、公共施設等)全住民、各社教団体、各奉仕団体等で
・九日、午後、〇時四十五分環境美化プロジェクト例会
・九日、午後一時、乳児検診室
・十一日、午前十時、乳児健康相談
・十二日、午後一時半、春季環境保全指導員会議
・十五日、午前十時、春季犬の登録と狂犬病予防注射、大川地区
・十六日、右同、富津内地区
・十六日、十七日、午後一時半種痘痘苗接種、役場第一会議室
・十七日、午前十時、春季犬の登録と狂犬病予防注射
・十八日、右同、馬場目地区
・十八日、午後一時、母観学級
・十九日、午前十時、母観学級
・二十日、午前十時、第一回町ぐるみごみ大掃討作戦、全企業、全官公署、各団体機関
・二十一日、時間町内部落一任、第二回町ぐるみごみ大掃討作戦、全住民、各社教団体、各奉仕団体等
・二十三日、午後一時、環境美化プロジェクト例会
・二十三日、午後一時、役場応接室
・二十三日、午後二時、第一回 国保連協協議会
・二十四日、午前九時半、春季大掃除立入り指導
・二十五日、右同、馬場目地区
・二十五日、右同、富津内、内川地区
・二十三日、午後二時、役場第二会議室
・二十六日、午前九時半、春季大掃除立入り指導
・二十七日、午前十時、開講式
・九年度「健康大」関係式
・役場第一会議室
・大川、森山地区
・富津内、内川地区

善意銀行預託のお知らせ

このほど町の善意銀行へ次のような預託がありましたのでお知らせします。

- 一、金 六、二九三円
九六物産スタンド
ドライバー一同

犬を飼育されている皆様へ

昭和49年度春季狂犬病予防注射と登録の日程についてお知らせします。犬を飼っている方は、毎年一度の登録と年二回の注射をうけなければなりません。また毎年登録も注射もしないという飼い主が見られます。よく無登録未注射の犬が人をかんで問題をおこすことがありますので、そんなことのないように必ずうけて下さい。指定場所へ連れてこない場合は出張割増料金をいただきますからご注意ください。

- 1. 登録手数料 300円
2. 注射料 300円
3. 注射済票交付手数料 60円
4. 指定日時場所以外の場所は出張料 300円

昭和49年度 春季狂犬病予防注射と登録日程表

Table with columns: 月日, 実施場所, 集合範囲, 実施時間. Lists dates from 4/15 to 4/19 and various locations like 大石崎, 谷地中, etc.

ごみ処理手数料の

一部改正について

ごみ処理容器十五円

本町のごみ処理手数料はその容器類の販売によって納付されておりますが、そのことは今後とも変わりありません。ただ今まではポリ袋一枚十円、標箋一枚十五円であったものを、ご承知の通り製品の購入が極めて困難なこと、ようやく手に入っても四十五年頃より六倍、昨年から二倍に値上りしておりますので、来る四月一日より標箋同様の販売価格にし、ごみ処理容器類はすべて一枚十五円いたしましたので、いろいろ事情ご賢察の上ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◎町の福祉事業に役立てて下さいとの事です。

五城目町社会福祉協議会

愛の「おむつ運動」の
協力について
先民生委員婦人部会が主催となり、愛の「おむつ運動」のご協力を仰ぎましたところ、皆様方のあたたかい主旨のご理解とご支援下さいました。
皆様方よりご協力いただいた「おむつ」を代表の方が、重度心身障害児施設、本荘愛育園に持参し慰問しながら寄贈してまいりましたので、紙面をもってお礼を申し上げます。なお、おむつ寄贈状況は次のとおりです。

Table with columns: 富田婦人会より, 黒土, 野田, 浅見内, 湯ノ又, 小川口, 小倉, 高千, 落合, 北北口, 下山内, 蓬内台, 五城目民生委員より, 大川, 計, 寄贈分, 社協へ. Lists donation counts for various groups.